

意見書案第 4 号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年6月15日

東近江市議会議長

市 木 徹 様

提出者

東近江市議会議員 山 本 直 彦

賛同者

東近江市議会議員 鈴 木 則 彦

東近江市議会議員 青 山 孝 司

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染者数は、中国武漢での最初の症例確認から1年半経過した今もなお増加を続けており、我が国においても、経済活動の人為的な抑制を余儀なくされ、急激かつ大幅な景気後退を経験することとなり、いまだ回復の兆しが見えない深刻な状況が続いている。

このような経済状況の中、令和5年10月からの適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施に向け、本年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まろうとしている。

軽減税率導入によって消費税制度が複雑化したうえに、さらにインボイス制度が導入されれば、軽減税率対象品目を扱う事業者のみならず、全ての事業者に事務負担の増加を強いるとともに、500万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

また、中小・小規模事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、このままではインボイス制度導入を契機とした中小・小規模事業者の廃業の増加や、複雑な納税事務を回避するため免税事業者に留まる中小・小規模事業者の成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがある。

よって政府及び国会に対しインボイス制度の導入中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月 日

東近江市議会議長 市 木 徹

(宛先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

経済産業大臣